

生物多様性条約と名古屋議定書

— 病原体研究や公衆衛生の関係者がトラブルに巻き込まれないために —

炭田 精造

(一般財団法人) バイオインダストリー協会 (JBA) 生物資源総合研究所

はじめに

遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書¹⁾ (議定書) が2014年10月12日に国際発効した。日本が批准する際には「国内遵守措置」が制定されるだろう。そうならば、これまでと比べて何がどう変わるのか？ ウイルスに関連した研究者、公衆衛生関係者、企業等はどうなる影響を受けるのか？ 学界や産業界は何をすべきか？ 現状と今後の展望について述べる。

1. 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS²⁾) の原則

現在のABS原則は1993年12月に発効した生物多様性条約 (条約)³⁾ に基づいている。海外の遺伝資源へアクセスする際のABS原則の主要点は、①提供国の国内法令に従い、事前の許可 (PIC⁴⁾ と呼ばれる) を取得し、②提供者と利用者間で利益配分を含めた契約 (MAT⁵⁾ と呼ばれる) を締結すること、である。契約交渉の際には条約の精神を念頭に置く。このABS原則のイメージを図1に示した。なお、利用者が従うのは条約ではなく、提供国の国内法令であることに留意したい。

2002年に「ABSに関するボン・ガイドライン⁶⁾」が締約国会議で採択された。このガイドラインにしたがって、「自発的にABS原則に従うこと」が国際的なベスト・プラクティスとなった。以来、ABSの理念は世界的に相当、広く普及した。特に、開発途上国は遺伝資源に対する権利意識が高い。しかし、条約が発効してから20年以上経つが、

この理念を国内法令として制度化した国はまだ多くない。したがって、海外の遺伝資源を利用する者は、相手国ごとに関連法令を調べ、ケース・バイ・ケースの対応が必要である。日本では2005年に、ABS原則の普及啓発のため、経済産業省とバイオインダストリー協会 (JBA) はボン・ガイドラインに則り「遺伝資源へのアクセス手引」⁷⁾ を作成した。また、「ABS専用ウェブサイト」⁸⁾ による提供国の国内法令等に関する情報の提供や、「ABSに関する相談窓口」⁹⁾ による無料・守秘のコンサルテーション等の公的サービスを開始した。もし、読者の中にABSについてより詳しい説明や情報、あるいは助言を必要とする方がおられたら、遠慮なく当協会にご連絡頂きたい。今のうちに、トラブルに対するリスク管理を強化することが賢明である。

2. 名古屋議定書の批准によって何が変わるのか？

名古屋議定書に基づくシステムについて図2にイメージを示した。図1と比較して頂きたい。議定書は、条約に基づくABS原則を踏まえた上で、提供国と利用国に新しい義務を課している。

提供国がアクセス規制を行う場合はABS国内法令を制定する義務が課される (また、ABS国内法令、および、交付したアクセス許可を条約事務局ウェブサイトへ通報する義務も課される)。

利用国に対しては、議定書は次のような新しい義務を課す。

- ① 利用国は、利用者に (提供国のABS国内法令に従って事前許可を取得し、提供者と契約締結をするという) ABS原則を遵守させるため、「国内遵守措置」を制定する。
- ② 利用国は、利用者の遵守状況をモニターするための「チェックポイント」を設置する。
- ③ 不遵守問題に対処するために、提供国と利用国の間で適宜、協力する。

このシステムの下で利用者がとるであろう手順のイメージを示す。まず、利用者は条約事務局のウェブサイトを開

連絡先

〒104-0032

東京都中央区八丁堀 2-26-9 グランデビルディング 8F

一般財団法人バイオインダストリー協会

TEL: 03-5541-2731

FAX: 03-5541-2737

E-mail: sumidasiz@jba.or.jp

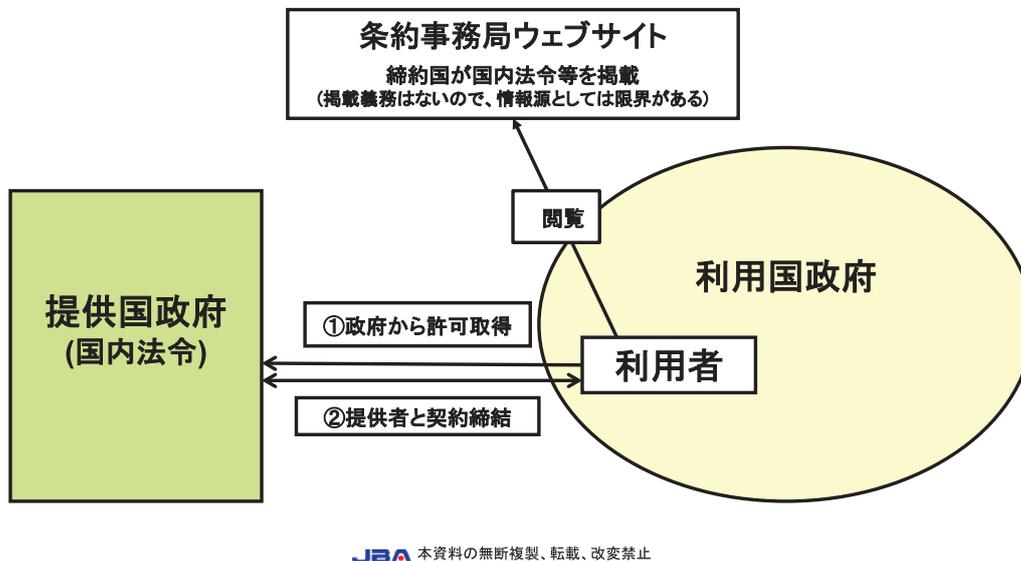


図1 生物多様性条約に基づくABS原則(イメージ)
1993.12.29 から現在まで

覧し相手国のABS国内法令を調べる。次に、その法令に従って①相手国から事前許可を取得し、②提供者と契約締結をする。利用者はそれらの証拠書類を保管する。次に、③利用者が自国のチェックポイントに証拠書類の提示を求められれば(モニタリングの例)、保管しておいた証拠書類を提示する。(提示できない者は当局から何らかの「処置」を受けることになる。どのような処置かは国内遵守措置の規定による)。

提供国のABS国内法令はその国の管轄域内においてのみ有効である。しかし、提供国内で利用者が法令違反を犯し、すでに出国していた場合でも、提供国が利用国の当局へ連絡すれば、批准国たる利用国はこれを確認の上、国内遵守措置の不遵守に該当すれば、利用者には何らかの処置を課すことになる。

3. 非商業目的の研究、公衆衛生、食料安全保障等への「特別な考慮」の奨励

議定書は①非商業目的の研究、②ヒト、動物、植物の健康を脅かす緊急事態、③食料・農業用遺伝資源の重要性および食料安全保障の役割、に対する特別な考慮を奨励している¹⁰⁾。これらは、名古屋議定書の原則を拘り定規的に適用することになじまないからである。WHOによるパンデミック・インフルエンザ・ウイルス検体の共有に関するPIP枠組み(2011年発効)¹¹⁾は、公衆衛生分野になじむように考案された一つの具体的な国際的仕組みの例である。国内でも、議定書の画一的な適用がなじまない事例を特定し、問題解決のロジックと方法を検討することは重要である。学会として、ウイルス等の試料を利用している実態を把握した上で、国内遵守措置が定まる前に、政府に対

して建設的な提言することが重要だと思われる。

4. 国内外の動き

日本政府は2012年の秋、「可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも2015年までに名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指す」と公表した。環境省が2012年9月に設置した「国内措置のあり方検討会」で産業界、学术界等の専門家による議論が2014年3月まで行われ、報告書が提出された¹²⁾。その後、政府による検討の内容は公表されていない。

国際的には、現時点までに議定書を批准した国(機関を含む)は53(開発途上国:47,先進国:6)である。生物多様条約の締約国は194なので、議定書を批准した国は親条約の4分の1強にすぎない。多くの主要国は未批准である。EUは機関として域内遵守措置を採択し批准したが、域内遵守措置の実施規則が未完成である。世界の批准国のうち議定書を満足する国内法令を整備した国はまだ極めて少なく、議定書が国際的に機能するための必要条件は整っていない。2014年10月13-17日に韓国・ピョンチャンで開催された名古屋議定書第1回締約国会議では注目すべき大きな動きはなかった。次回は2年後にメキシコで開催される。

5. 名古屋議定書の国内実施に至る過程で、どんな問題があるか?何が必要か?

名古屋議定書の国内実施のためには国内遵守措置の制定が必要である。遺伝資源の利用者の立場から見た場合、制定に至る過程でどんなことに注意せねばならないか?

まず第1に、国内遵守措置は規制措置であるから、その

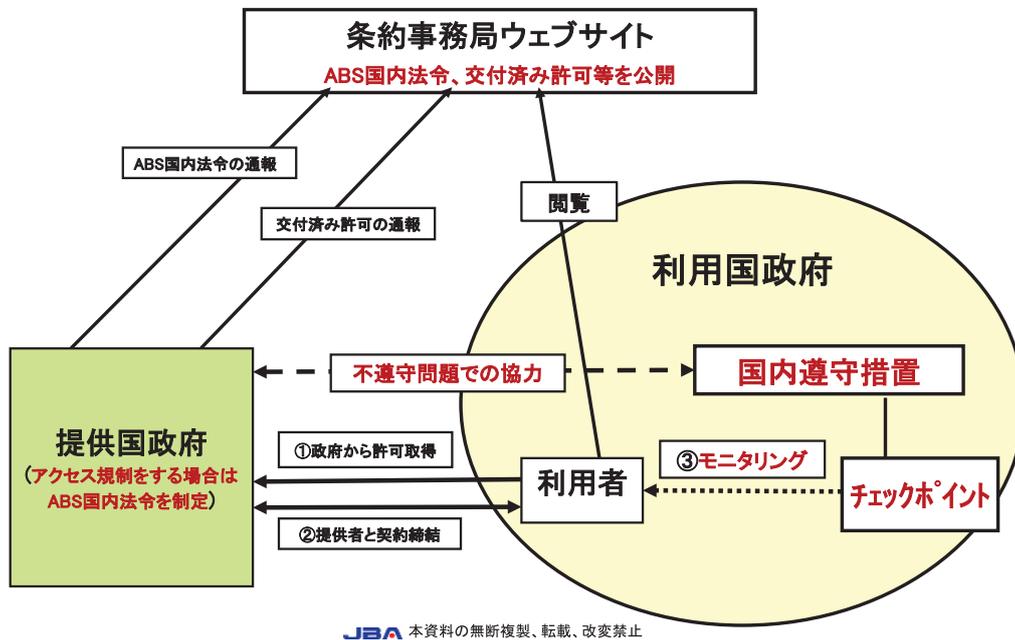


図2 名古屋議定書に基づくシステム(イメージ)

対象と範囲をどのようにするかを、関係分野の実態調査を十分に行った上で適正に設定する必要がある。さもないと、学界や産業界に過剰な規制が課される可能性がある。第2は、議定書の重要条文に曖昧な表現が多いため¹³⁾、衆知を集めて適切な解釈を検討することが必要である。第3は、国際調和のため他国の動向を見極める必要がある。現時点では、批准国のうちで議定書を満足するABS国内法令を整備した国は極めて少ない。真に国益に資し、かつ、国際的に調和した国内遵守措置を制定するためには、日本の学界や産業界は政府に対してタイムリーかつ能動的に実態を踏まえた提言をする必要がある。

おわりに

ウイルス分野の研究、医療あるいは公衆衛生の専門家にとって、名古屋議定書の国内実施は別世界の出来事ではない。ウイルスも遺伝資源と考えられるからである。健康危機管理の重要性を考えると、議定書に基づく国内遵守措置が、結果として、ウイルス学の研究を阻害したり、医療や公衆衛生のプラクティスに悪影響を与えたりすることがないようにするために、保健医療分野の専門家の積極的な貢献が期待される。

参考文献

1) 名古屋議定書(正式名:生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書)は、2010年10月、日本が議長国となり名古屋で開催された生

- 物多様性条約第10回締約国会議において採択された。
- 2) ABSとは「遺伝資源へのアクセス(Access)と利益の配分(Benefit-Sharing)」を指し、生物多様性条約の3つの目的のうちの1つである。名古屋議定書はABSにフォーカスした議定書であり、「遺伝資源」のみならず「遺伝資源に関連する伝統的知識」もABSの対象としている。
 - 3) 生物多様性条約は1993年12月29日に発効し、現在、194カ国(アメリカを除く世界のほとんどすべての国)が批准している。条約には3つの目的(①生物の多様性の保全、②その構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分)がある。
 - 4) Prior Informed Consent の略
 - 5) Mutually Agreed Terms の略
 - 6) 日本語訳および原文は以下を参照：<http://www.mabs.jp/archives/bonn/index.html>
 - 7) 「遺伝資源へのアクセス手引 第1版(2005年)」を名古屋議定書に基づき改定し、2012年3月に第2版を発行した。以下を参照：<http://www.mabs.jp/archives/tebiki/index.html>
 - 8) <http://www.mabs.jp/>
 - 9) 「ABS相談」は電話(03-5541-2731、野崎、井上)、または、http://www.mabs.jp/info/oshirase/oshirase_005.htmlからお申し込み下さい。
 - 10) 名古屋議定書第8条を参照：<http://www.mabs.jp/archives/nagoya/index.html>
 - 11) <http://www.who.int/influenza/pip/en/>
 - 12) 検討会の結果は以下の報告書を参照：<https://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17917>
 - 13) 議定書交渉が難航し、COP10最終日の土壇場で議長テキストに曖昧表現を導入することにより政治決着がなされた。

